

独立行政法人家畜改良センター生産物等管理規程
(13 独家セ第 45 号 平成 13 年 4 月 1 日：抜粋)

(定義)

第 2 条 この規程において「生産物等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 家畜等（牛、馬、めん羊、山羊、豚、うさぎ及び鶏をいう。）
- 二 受精卵等（家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種卵をいう。）
- 三 生乳等（牛、山羊及び鶏等から生産される牛乳、山羊乳及び鶏卵をいう。）
- 四 肥飼料等（堆肥並びに乾牧草、生草類、穀類及び調製飼料をいう。）
- 五 原種子等（飼料作物種苗の生産等に供されるための原種子、原原種子及び育成家種子をいう。）
- 六 飼料生産種苗等（原種子等以外の飼料作物種苗をいう。）
- 七 副産物等（枝肉、ゴミ皮、液卵等をいう。）
- 八 その他生産物として管理することが適当と認められるもの

(売払)

第 16 条 理事長及び生産物等管理責任者は、処分することとなった生産物等を売払いするときは、時価を勘案して売払いするものとする。また、生産物等の売払いの申請があったときは、業務に支障のない範囲内で時価を勘案して売払いすることができる。

- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、生産物等を無償で売払いすることができる。
 - 一 国又はセンターと同一の主務省である独立行政法人に売払いするとき
 - 二 共同研究等の期間終了後、共同研究等の相手方に売払いするとき
 - 三 運送、処理費等が対価を超えることが明らかなとき
 - 四 大学等の農業関係教育機関に、業務に支障がない少量を売払いするとき
 - 五 その他理事長が特に必要と認めた場合
- 3 第 1 項に定める売払いの申請は、生産物等売払申請書（様式 3）をもって行うものとする。

(貸付)

第 17 条 理事長及び生産物等管理責任者は、生産物等の貸付けの申請があったときは、時価を勘案して貸付けすることができる。ただし、生産物等管理責任者においては、家畜等（雄牛を除く。）に限るものとする。

- 2 理事長は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、無償で貸付けることができる。
 - 一 センターの業務遂行上必要があるとき
 - 二 国、センターの事務又は事業に関する施策等の普及又は宣伝を目的として生産物等を貸付けるとき
 - 三 国又はセンターと同一の主務省である独立行政法人に貸し付けするとき
 - 四 その他理事長が特に必要と認めた場合
- 3 第 1 項に定める貸付けの申請は、生産物等貸付申請書（様式 4）をもって行うものとする。
- 4 生産物等管理責任者は、生産物等を貸付けるときは、別に契約書が取り交わされている場合を除き、生産物等貸借契約書を取り交わさなければならない。

注：様式 3 及び様式 4 については省略